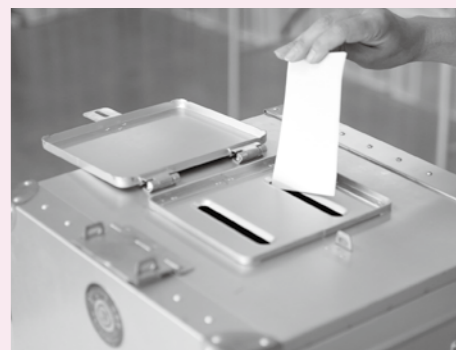


## 市長選挙と市議会議員選挙 投票日は10月19日

任期満了による市長選挙と市議会議員選挙は、10月12日(日)告示、19日(日)が投票日です。当日は、投・開票速報を市ホームページで案内します。詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎(740) 1251へ。



投票してください。

【代理投票と点字による投票】

病気やケガなどで、候補者名を自分で記入できない人は、代理投票ができます。また、目の不自由な人は、点字による投票ができます。いずれも、投票所で係員に申し出てください。

【重度の障がいなどがある人】

郵便などで投票ができません。ただし、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

また、郵便などによる不在者投票ができる人で、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人(選挙権を有する者に限る)に投票を記載させることができる代理記載制度もあり

【選挙公報を各戸配布】  
候補者の政見などを掲載した選挙公報は、10月15日(水)17日(金)に順次各戸に配布します。届かない場合は選挙管理委員会事務局に連絡を。

【開票】  
午後9時半から総合体育館で行います。

【ルールを守り明るい選挙を】  
選挙運動は、選挙の告示日から投票日の前日までしかできません。

また、戸別訪問や署名運動、飲食物の提供などは禁止されています。政治家(候補者として)や援護団体が寄付をしたり、有権者がこれを求めることは法律で禁止されています。また、次の行為も禁止されています。

町内会の集会や旅行など催し物への寸志や飲食物の差し入れ▽地域の運動会への飲食物の差し入れ▽落成式や開店祝いの花輪▽葬式の花輪・供花▽新聞などへの有料あいさ

【県選挙管理委員会があら

はじめ指定した病院、老人ホームなどの施設に入院または入所中の人】

施設で投票することができます。詳しくは、施設の事務局に問い合わせください。

午後9時半から総合体育館で行います。

【ルールを守り明るい選挙を】

選挙運動は、選挙の告示日から投票日の前日までしかできません。

また、戸別訪問や署名運動、飲食物の提供などは禁止されています。政治家(候補者として)や援護団体が寄付をしたり、有権者がこれを求めることは法律で禁止されています。また、次の行為も禁止されています。

町内会の集会や旅行など催し物への寸志や飲食物の差し入れ▽地域の運動会への飲食物の差し入れ▽落成式や開店祝いの花輪▽葬式の花輪・供花▽新聞などへの有料あいさ

【投票できる人】  
市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。  
登録されるのは、日本国民であり、平成6年10月20日以前に生まれ、26年7月11日以前に市の住民基本台帳に登録され、引き続き住んでいる人です。

【投票の方法】  
投票は、市長選挙、次に市議会議員選挙の順で行います。市長選挙は白色、市議会議員選挙はうぐいす色の投票用紙に候補者の氏名を書いて

つ広告など

【インターネット選挙運動の解禁】

インターネットなどを利用した選挙運動のうち一定のものが解禁されましたが、今まで通りの規制(事前運動や未成年者の選挙運動の禁止など)もあります。下記(表3)を参照。インターネット選挙運動の解禁については、総務省ホームページ(URL=http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\_s/naruhodo/naruhodo10.html)を参照。

### 今後の市政を託す大切な選挙です。必ず投票しましょう。

(表1)

種類	障がいの種別	程度・区分
身体障害者手帳	両下肢、体幹もしくは移動機能	1級もしくは2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸もしくは小腸	1級もしくは3級
	免疫もしくは肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢もしくは体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸もしくは肝臓	特別項症から第3項症まで
介護保険の被保険者証	介護保険法の要介護者	要介護状態区分が要介護5
代理記載制度が利用できる人		
上記の該当者で、身体障害者手帳に上肢もしくは視覚の障がいの程度が1級の記載がある人		
上記の該当者で、戦傷病者手帳に上肢もしくは視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までの記載がある人		

(表2)

場所	日時
市役所1階 市民ギャラリー	10月13日(祝)～18日(土) 午前8時半から午後8時まで
東谷行政センター	10月13日(祝)～18日(土) 午前9時から午後5時半まで

(表3)

できること/できないこと	有権者など	政党など	候補者
ウェブサイトなどを用いた選挙運動※1	○	○	○
電子メールを用いた選挙運動※3	×	○※4	○
ウェブサイトに掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布(証紙なし)	×	×	×

※1 電子メールアドレスなどの表示義務あり  
※2 メッセージ機能を含む  
※3 メールを受信を同意した場合に限る  
※4 市長選挙で選挙管理委員会が所定の要件を満たす政治団体であることを認めたものに限る

### 退職者医療制度 忘れず届け出を

国民健康保険(国保)は、自営業者など被用者保険に加入していない人の制度です。

現在では、会社などを退職した高齢者が多く加入しているため、被用者保険に加入していた人が医療の必要性の高まる時期に国保に加入することになり、その医療費の負担は、若い時から国保に加入していた自営業者などに依存することになります。

退職者医療制度は、医療保険制度間の格差を是正するために設けられたもので、対象者にかかった費用を会社などの被用者保険が負担する制度です。

この制度が正しく適用されないと、被用者保険からの交付金が減り、結果的に保険税の値上げにつながります。下記対象者で、保険証の上部に赤字で「退」と印字のない人は、保険証と年金証書を持って市役所1階の国民健康保険課へ。詳しくは同課 ☎(740) 1170 へ。

【対象者】65歳未満の国保加入者のうち、厚生年金や各種共済年金の受給権者で、年金の加入期間が20年以上か、40歳以降に10年以上ある人とその被扶養者。

### 国民健康保険減免制度 医療機関での支払額を減免

国民健康保険には、天災・火災や事業の休廃業により収入が減少したため、入院などの高額な医療費の支払いが困難な場合、その支払額を減免する制度があります。

次のすべての条件に当てはまる人は相談を。詳しくは国民健康保険課 ☎(740) 2006 へ。

【対象条件】①天災や火災などの災害、事業の休廃業などにより収入が減少した人②世帯の収入合計額が一定基準(生活保護基準額の1.3倍)以下の人③世帯の預貯金合計額が一定基準(生活保護基準の3倍)以下の人

### 子ども・子育て支援新制度 パブリックコメントの結果を公表

「子ども・子育て支援新制度の実施に係る条例(案)要綱」について頂いた意見と、市の検討結果を市ホームページに掲載しています。

また、10月31日(金)まで、市役所2階の児童保育課、同階の市政情報コーナー、大和行政センター、各公民館、中央図書館、パレットかわにしで閲覧できます。詳しくは児童保育課 ☎(740) 1175 へ。